

松阪安衛月報

11月号

松阪労働基準監督署
TEL0598-51-0015

令和4年度 墜落災害防止強調月間

期間：12月1日から31日まで

墜落による死傷災害は、他の労働災害に比べ被災による被害度が高くなっており、三重労働局・各労働基準監督署では、7月と12月を「墜落災害防止強調月間」として、墜落災害防止の取組を推進しています。このチェックリストを活用して、作業場所の墜落によるリスクの低減を図りましょう。

- ❑1 足場、屋根等からの墜落・転落災害を防止しましょう。
足場からの墜落災害は、墜落防止措置の不備、労働者の不安全行動や無理な姿勢による作業、床材や手すり等の緊結不備により発生しています。
- ❑2 はしご、脚立や階段からの墜落・転落災害を防止してください。
はしご、脚立や階段における災害は、移動中の足の滑り・踏み外しにより発生しています。その他、はしご脚部の滑り、脚立上においてバランスを崩すことによる災害も発生しています。過去の災害事例を見ますと死亡災害も発生しています。はしごや脚立の使用の前に、床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討しましょう。



三重労働局では、毎年7月及び12月を墜落災害防止強調月間として、建設業のみならず、全業種における高所作業（高さ2m以上の箇所・場所）、はしご・脚立の使用による墜落災害を防止するための取組みを推進しています。

松阪労働基準監督管内で発生した墜落災害発生件数は令和4年10月末現在で36件（全体の184%）となっています。また、業種別では建設業・運送業で多く発生している状況です。そのため、左のリーフレットに記載されたチェックリストを参考に、職場における墜落災害を防止しましょう。

12月は墜落災害防止強調月間です



令和2年7月に石綿則が改正され、工事前に石綿含有の有無を調べる事前調査を実施することが義務付けられました。また、吹付石綿に加え、石綿が含まれる保温材などの除去等の工事を行う場合には安衛法第88条に基づく計画届などを提出することが必要となりました。

松阪労働基準監督署では、改正石綿則に係る理解を深めていただけるよう、令和4年11月28日に研修会を開催します。

石綿による健康障害防止のためには、建設業者のみならず、発注者の協力も必要となりますので、石綿除去に係る工事を発注する場合は、解体や改修対象建築物の石綿使用の有無について情報提供を行ってください。

改正石綿障害予防規則（石綿則）に係る研修の開催について

厚生労働省労働基準局長 建設事業無災害表彰授与の様子（左：署長、右：事業場担当者）

11月7日、松阪労働基準監督署にて、株式会社竹中工務店名古屋支店 ニフロファーマ伊勢工場 EC棟新築に対し、厚生労働省労働基準局長建設事業無災害表彰の授与を行いました。

令和2年4月1日から令和3年12月31日までの工期中、労働災害が発生しなかったことによる表彰です。

この表彰は、左の事項について全て該当する事業で、全工期を通じ、業務上災害が発生しなかった事業場に対し授与されます。

- ①事業の期間（工期）が予定される事業
- ②労働基準法別表第1第3号（土木、建築等）に該当する事業
- ③労働災害補償保険の保険料（概算又は確定）の額が160万円以上

現場全体で災害を発生させないよう取り組んでいただき、無災害を達成した場合は、申請をご検討ください。

厚生労働省労働基準局長 建設事業無災害表彰の授与



死亡災害ゼロ・アンダー240松阪&多気

第二回「はたらくひと」イラスト表彰式

令和4年11月15日、フレックスホテルにて行います。表彰式の様子は、次号（松阪安衛月報12月号）と、松阪署ホームページ『松阪労働基準監督署からのお知らせ』内で紹介します。

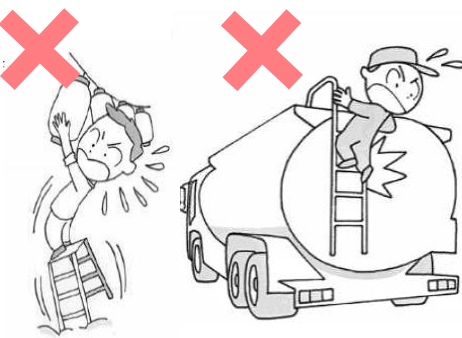
第二回「はたらくひと」イラスト展示会

松阪合同庁舎3階にて「はたらくひと」イラスト応募作品41点の展示会を行います。開催期間は、令和4年11月16日〜18日、午前9時から午後5時まで（最終日は午後4時まで）です。たくさんのお心温まる作品が集まっています。ぜひお越しください。また、松阪署ホームページに本展示会の様子を紹介する予定です。

「はたらくひと」イラスト活用について

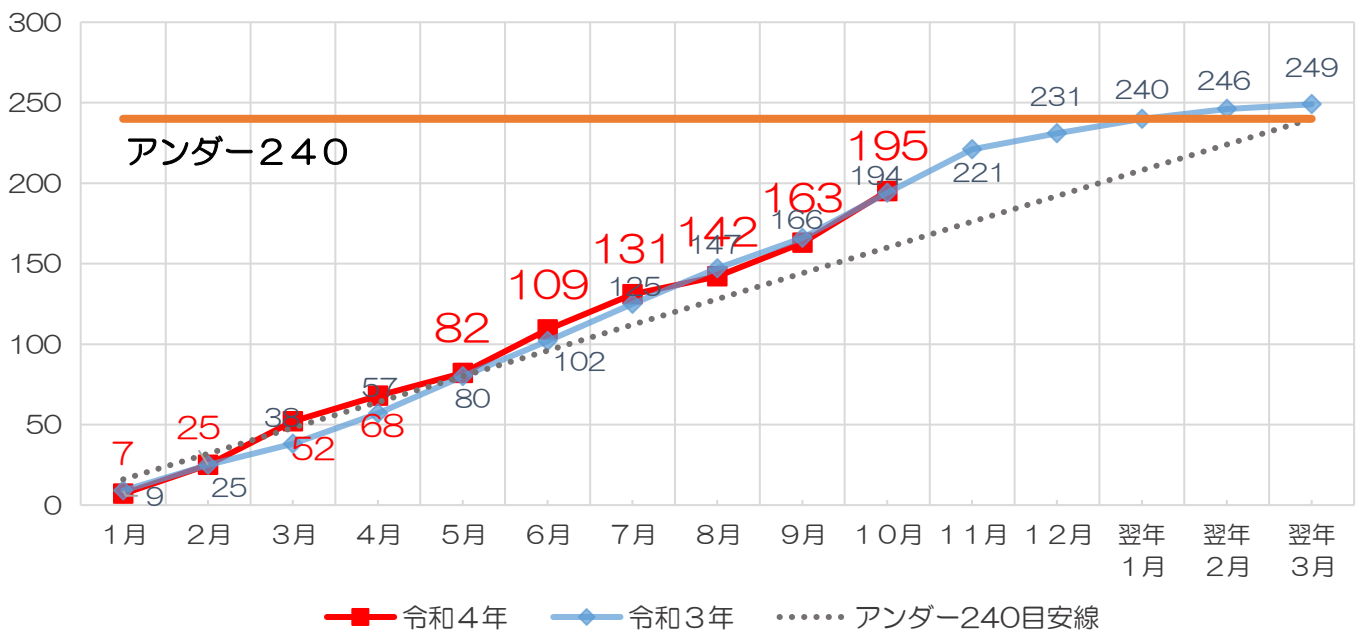
「はたらくひと」イラストは、次号以降順次、掲載していきます。また、応募いただいた作品は、安全意識の高揚や啓発のための資料などに活用していきます。

令和4年10月末速報 死傷者数は前年同期より1人増加の195人



休業4日以上死傷者数は前年同期より1人増加し、195人（0.5%増）、業種別で比較すると製造業は5人減少し40人（11%減）、第三次産業は8人増加し88人（100%増）となりました。中でも小売業は12人増加の29人（70%増加）で、増加が目立っています。令和4年10月に発生した労働災害のうち、脚立・はしご使用時の災害は6人（全体の17%）でした。脚立の使用は、天板の上を立てて作業しない、天板にまたがって作業しないことを心がけましょう。また、はしごの使用は、はしごが転位しないよう措置を行い、また、バランスが崩れるような作業を行わないようにしましょう。

松阪&多気 各月末日時点における労働災害発生状況



労働災害防止関連の資料を三重労働局ホームページ「松阪労働基準監督署からのお知らせ」に公開しています。
(<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/kantoku/matsusaka02.html>)



死亡災害ゼロ・アンダー240松阪&多気

